

特定機械等

1 製造の許可(法第 37 条)

- (1) 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第 1 に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「**特定機械等**」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、**都道府県労働局長の許可**を受けなければならない。
- (2) **都道府県労働局長**は、(1) の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が**厚生労働大臣**の定める**基準**に適合していると認めるときでなければ、(1) の許可をしてはならない。

特に危険な作業を必要とする機械等は、構造上の要件を欠くと死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、その安全性を確保するため、設計、構造の段階から一定の基準にあるように、製造許可制度が設けられている。

特定機械等とは、次に掲げるものをいう（令第 12 条）。

- ① **ボイラー**（小型ボイラー等を除く。）
- ② **第 1 種圧力容器**（小型圧力容器等を除く。）
- ③ つり上げ荷重が**3トン以上**（スタッカー式クレーンにあっては1トン以上）の**クレーン**
- ④ つり上げ荷重が**3トン以上の移動式クレーン**
- ⑤ つり上げ荷重が**2トン以上のデリック**
- ⑥ 積載荷重が**1トン以上のエレベーター**（簡易リフト及び建設用リフトを除く。）
- ⑦ ガイドレールの高さが **18メートル以上の建設用リフト**（積載荷重が 0.25 トン未満のものを除く。）
- ⑧ **ゴンドラ**